相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市江川一二三三番地、最後の住所千葉県木更津市高柳一六七八番地

被相続人　亡　中村　由夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

事務所千葉県木更津市新田二丁目四番二号

相続財産管理人　弁護士　小川　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森北二丁目七一番地、最後の住所東京都町田市相原町二九八番地一シルキー橋本三〇四　被相続人　亡　髙橋　人也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市上連雀九丁目二九番、最後の住所東京都三鷹市上連雀九丁目二九番九号

被相続人　亡　松永　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市岡ノ内二六八番地、最後の住所東京都世田谷区砧六丁目一九番四号

被相続人　亡　齋藤　明男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市西足洗三二七九番地、最後の住所東京都練馬区関町北二丁目二〇番四号芙蓉コーポ一〇一号室

被相続人　亡　明智　以志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都東久留米市滝山六丁目二番一三―一〇七　相続財産管理人　芳賀　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市福田町二丁目一六三三番地、最後の住所東京都八王子市犬目町五六〇番地養護老人ホーム竹の里

被相続人　亡　栗田　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県本宮市和田字喜多八〇番地、最後の住所神奈川県川崎市川崎区四谷上町六番一二号清風荘二〇一　被相続人　亡　根本　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

川崎市川崎区駅前本町一〇番五クリエ川崎一一階、選任時の住所神奈川県川崎市川崎区東田町八番地パレールレッド館四〇一―A　相続財産管理人　弁護士　土屋　健志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市多摩区枡形六丁目二二番、最後の住所神奈川県川崎市多摩区東生田一丁目一二番一〇―二〇六号

被相続人　亡　熊谷まち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

川崎市幸区幸町一丁目七七三番地ウエストコート二〇二　松橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松橋正太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市林町八丁目一七七四番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石井　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

事務所岐阜県大垣市丸の内一丁目一〇番地

相続財産管理人　弁護士　長澤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡三倉村三八七三番地の二、最後の住所不明　被相続人　亡　鈴木　わさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

静岡県袋井市袋井三五三番地

相続財産管理人　司法書士　鈴木　秀典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県田方郡函南町桑原一四六九番地一、最後の住所静岡県田方郡函南町大土肥二二六番地　被相続人　亡　今井　靖彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市国府町流霞二一一番地、最後の住所愛知県豊川市国府町清水七二番地の二　被相続人　亡　酒井　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

愛知県豊川市中央通二―一三中央通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市川手町ウルシゼ二八番地、最後の住所名古屋市中川区春田二丁目三二番地春田荘四棟三〇一号

被相続人　亡　西尾みづな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

名古屋市中区錦三丁目四番六号桜通大津第一生命ビル一〇階弁護士法人小山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小山　齊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市豊浦町七八九番地、最後の住所大阪府東大阪市菱屋西六丁目九番一―七一一号　被相続人　亡　武知　正修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人弁護士　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市林田一九一〇番地、最後の住所岡山県津山市二宮九九九番地　被相続人　亡　森山　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

岡山県真庭市五名一六七一番地

相続財産管理人　新田　孝